

議案第50号 説明資料

幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町中小企業融資に関する条例 (昭和53年 6 月21日 条例第28号) 第1条～第6条 略 (利息及び保証料の補給) 第7条 町長は、前条に規定する資金を借り受けた者に対し、次の各号に定める利息補給金及び保証料補給金を交付する。 (1) 利息補給金 前条に規定する貸付利率に係る利息のうち<u>年1.2パーセント</u>に相当する額を超える額とし、<u>年2パーセント</u>に相当する額を限度とする。ただし、近代化資金については、融資から5年間は貸付利率に係る利息のうち年5パーセントに相当する額を限度とし、6年目以後は貸付利率に係る利息のうち年1パーセントに相当する額を超える額とし、年4パーセントに相当する額を限度とする。 (2) 運転資金使途に係る保証料補給金 <u>運転資金及び小口資金の使途が運転資金に係るものについては、貸付金額が500万円以内のときは当該融資額に係る保証料全額とし、貸付金額が500万円を超えたときは当該超えた金額に対する保証料の2分の1を加算した額とする。</u> (3) 設備資金使途に係る保証料補給金 <u>設備資金及び小口資金の使途が設備資金に係るものについては、貸付金額が1,000万円以内のときは当該融資額に係る保証料全額とし、貸付金額が1,000万円を超えたときは当該超えた金額に対する保証料の2分の1を加算した額とする。</u> (4) <u>近代化資金に係る保証料補給金 当該融資額に係る保証料全額とする。</u> 2 略 第8条～第9条 略	○幕別町中小企業融資に関する条例 (昭和53年 6 月21日 条例第28号) 第1条～第6条 略 (利息及び保証料の補給) 第7条 町長は、前条に規定する資金を借り受けた者に対し、次の各号に定める利息補給金及び保証料補給金を交付する。 (1) 利息補給金 前条に規定する貸付利率に係る利息のうち<u>年1.0パーセント</u>に相当する額を超える額とし、<u>年2.2パーセント</u>に相当する額を限度とする。ただし、近代化資金については、融資から5年間は貸付利率に係る利息のうち年5パーセントに相当する額を限度とし、6年目以後は貸付利率に係る利息のうち年1パーセントに相当する額を超える額とし、年4パーセントに相当する額を限度とする。 (2) 保証料補給金 <u>融資額に係る保証料全額</u>とする。 2 略 第8条～第9条 略